

## 放送受信契約の未契約事業所に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけていない事業所1件（香川県）に対し、担当窓口をNHK高松放送局から、東京のNHK営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しましたので、お知らせします。

四国の事業所に対する窓口変更通知は初めてです。

### 【これまでの対応】

- ・NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・当該事業所については、これまでNHK高松放送局の営業現場において丁寧に対応してきましたが、これ以上対応を重ねても、自発的に契約していただくことは困難と判断しました。
- ・今後は、東京の営業局受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、それでもなお応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

### 【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

全国では、これまでに合計21件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更して対応しました。このうち18件について、円満に受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただいています。（民事訴訟の提起後に解決した2件を含む）

残る3件は、現在、東京地裁で係属中です。